

議案第 80 号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 17 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 個人番号を利用することができる事務に係る特定個人情報を追加するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部1の項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

別表第2区長の部1の項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同部3の項及び4

の項中 「生活保護関係情報であつて規則で定めるもの」 を 「生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
年金給付関係情報であつて規則で定めるもの」 に改め、

同部11の項中 「児童手当関係情報であつて規則で定めるもの」 を 「児童手当関係情報であつて規則で定めるもの
年金給付関係情報であつて規則で定めるもの」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。